

春日井市小中学校PTA連絡協議会 規約

- 第1条 本会は春日井市小中学校PTA連絡協議会といい、事務局を会長が所属する中学校ブロック内に置く。
- 第2条 本会は春日井市小中学校単位PTA代表2名（女性1名を含む）及び学校長をもって構成する。
- 第3条 本会は各PTAの連携を密にするとともに、民主教育の振興を図るをもって目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 関係団体及びPTA相互の連絡連携
 - 2 会員の研修
 - 3 教育予算の確保
 - 4 PTAに関する調査研究
 - 5 児童生徒の福祉増進
 - 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|-----------|----|----------|------------------|
| 1 会 長 | 1名 | 2 副会長 | 3名（内1名は校長会長とする。） |
| 3 庶 務 | 1名 | 4 会 計 | 1名 |
| 5 母親委員長 | 1名 | 6 母親副委員長 | 2名 |
| 7 母親委員会庶務 | 1名 | 8 監 査 | 2名 |
- 第6条
- 1 会長・副会長・監査は役員選考委員会にて選出し、総会において承認をうる。
 - 2 庶務・会計・母親委員長・母親副委員長・母親委員会庶務は、会長がこれを委嘱する。
 - 3 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
 - 4 庶務・会計は、担当事務を行う。
 - 5 母親委員長は、母親委員会を代表し、母親副委員長は母親委員長を補佐する。
 - 6 母親委員会庶務は、担当事務を行う。
 - 7 監査は会計を監査する。
- 第7条 本会に母親委員会を置く。
- 第8条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。補充で就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。
- 第9条 本会に顧問を置くことができる。
- 第10条 本会の経費は会費、補助金、寄付金による。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第12条 この規約は平成19年5月12日より実施する。

- 付則1 役員は春日井市小中学校単位PTAの会員または顧問の中から選出する。
- 付則2 役員選考委員会は次のブロックより、それぞれ1名ずつ選出した委員及び事務局をもって構成する。
- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 東部中 松原中 南城中ブロック | 2 中部中 柏原中ブロック |
| 3 西部中 鷹来中ブロック | 4 高蔵寺中 坂下中ブロック |
| 5 藤山台中 岩成台中ブロック | 6 知多中 味美中ブロック |
| 7 高森台中 石尾台中ブロック | |
- 付則3 本会の会費は毎年5月1日の児童生徒に対して、1人69円と1校500円の割で納める。
- 付則4 この付則は平成23年5月21日より実施する。